

# 第16回 宇部市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時:令和4年3月17日(木)16:00~17:30

場 所:宇部市総合福祉会館 交流ホール(大)

出席者:委員 15名 うちリモート3名(欠席者3名)、市2名

## 1 議 事

### (1)障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会(中国四国ブロック)の報告(資料1・資料2)

資料をもとに、事務局から説明

#### ■意見および質疑応答

- ・単独で差別解消支援地域協議会を設置している自治体と、障害者総合支援法の協議会で兼ねて設置している違いなど、研修会で意見はあったか。  
→単独で設置している協議会は、障害者差別解消だけに時間をかけることができ、事例検討や協議が進むという意見があった。一方、他の協議会で兼ねている協議会では、他の障害者施策の協議の中に障害者差別解消の協議が含まれるのでなかなかそこに時間をかけることができない、という意見があり、単独での設置が望ましいと感じた。
- ・協議会の設置率が全国的に低いと感じる。協議会を設置していないと、相談窓口がどこかわからない等、いろいろなことで困ることがあるのではないか。そういう点でももっと設置率が上がってほしい。実績のある事務としても上がっているが、事例の共有や周知啓発というところが現状の協議会でできる範囲としては主になっているが、紛争解決の後押しが協議会としてどこまでできるのか、現状ではなかなか難しいところだが、ここも法律の改正等によって前進していけたらよい。

### (2)改正障害者差別解消法による民間事業者の合理的配慮の義務化について(資料3)

資料をもとに、事務局から説明

#### ■意見および質疑応答

- ・事業者などで、法律の改正を受け、どのような取組みをしていく等の動きがあるか。  
→自分の事業所で現在行っている事例になるが、不特定多数の人が利用される場所なので、バリアフリー化を徹底している。ここ数年で出入口の自動ドアの設置や誰もが使えるトイレの設置、思いやりの駐車場を設置し、だれもが使いやすい施設にしている。また、障害者が働いている事業所に業務も頼んでいるが、

そこから提供される品物に事業所名などを記し、お客様に読んでいただき障害のある人と共に働くことなどの理解促進も何十年と続けている。また、お客様に対しても優しい気持ちで声を掛けるよう心がけている。この協議会だけではなく、いろんな会議でも障害者差別解消に関して議題としてあげていただきたい。

・障害者差別解消法では、障害者からの個別要望に対応することが求められるが、今後、合理的配慮が義務化されることによって懸念事項などはあるか。

→要望に応えるとなるとお金がかかってくることもある。どこまでに対応していくか課題になってくると思うが、出来る限り一つひとつ現状を変えていきたいという気持ちで努めていきたい。

・従来であったら門前払いされたり、一方的に無理だと言われたりしたこともあるが、それを今後はしてはいけない。障害のある人が求めることを解決するにはコストがかかったり人員が必要だったりするが、そこが難しい場合は代案を提示していく、という合理を形成していくことが合理的配慮の義務化に込められていると思う。

・市は事業者に対しての周知啓発について、これからどのような取組みを考えているか。このコロナ禍、ソーシャルディスタンスや三密を避けるなど、障害のある人にとって必要なことができなくなっている。同行援護や移動支援は手引き歩行が必要であったり、視覚に障害のある人に対しては体に触れるという支援が必要なのに、それがコロナ禍では一般的に不適切とされる。

合理的配慮の進め方について、今後どういう対応を考えているのか。

→事業者への周知については商工会議所と連携し商工会議所だよりへの記事の掲載などで周知啓発を図っていくと同時に、市のWEBサイトでも周知していく。

コロナ禍に関する件については、市民の皆様への理解促進としてWEBサイトでの啓発など、今以上の取組みに努めていく。今後は委員の皆様からも効果的な取組みについて積極的にご意見いただいて共に取り組んでいきたい。

・山口県でも障害者差別解消条例を策定する動きがあるので、これを機に総合的に進めるために宇部市も条例の策定を検討していただきたい。

・周知啓発は1回や2回やっただけではだめで続けてやらなくては進展していかない。継続的な取組みをやっていく必要がある。

・交通機関の乗務員は乗客に障害のある人がいらっやるので、障害のある人とのやり取りの場がある。乗務員教育は年1回実施しているがなかなか改善されない。継続的な教育をしていくと共に、このような協議会に参加して委員の皆様の見解をこれからも乗務員教育につなげていきたい。

### (3)障害を理由とした差別と思われる事例

## 事例1

対象者:知的障害者

内 容:入居可能な物件を探すため、不動産店に行き療育手帳を提示した際に「障害のある人の入居はお断りです、と大家さんから言われている」と言われた。障害についての説明をしたら、何の障害かと再確認され、障害について理解してもらえず、結局入居もできなかった。

### ■意見および質疑応答

- ・障害者差別解消の観点から対応指針のようなものはあるのか。  
→各省庁が合理的配慮を行うに当たっての対応指針を出している。不動産関係については国土交通省ホームページで確認することができる。障害の特性やその方への対応方法などを具体的に記した指針、ガイドラインとなっている。
- ・これは障害を理由とする不当な差別的取扱いにあたる事例になる。この協議会として会長名で不動産関係団体に、文書で申し入れをしてはどうか。  
障害者差別解消という言葉自体がまだまだ浸透していない。関係業者に通知して知ってもらうことは大切。
- ・手帳の種類を知らない人が多いと思う。療育手帳と言われても、それが何を示す手帳なのか。身体障害者手帳は理解してもらえる方かもしれないが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳は、まだまだ知られていないのではないか。障害のことを知ってもらいたい。
- ・精神障害や知的障害の人は見た目では障害があることがわかりにくい人も多い。知的障害のある人の中には、スーパーの会計で並んで順番を待つことができない人もいる。店員の理解があればよいのだが、例えば、その店が障害者理解の講習を受けたことが外観から分かるようなステッカーのようなものが貼ってあると、安心して店に入ることができる。研修をしないと、店員もどのように障害のある人に接したらよいかわからないと思う。知ってもらえることで、対応も変わってくると思う。

## 事例2

対象者:盲ろう者

内 容:盲ろう者の場合、視覚と聴覚の障害程度が一人ひとり異なるため、コミュニケーション方法も異なる。全盲難聴や弱視難聴の人への音声通訳は、ただのお喋りに見られることもあり「うるさい」と注意をされることがある。また、弱視ろうの人には弱視手話(接近手話)での通訳が必要だが、通常の手話と違いご本人に接近し見える大ききで手話をしなくてはいけないので、盲ろう者に接近して通訳をしている。先日触手話通訳をしていたら「コロナの時期にそんなにくっついてもいいのか」と言われた。盲ろう者への通訳・介助について周囲に伝える努力をしている。盲ろう者のように重複障害があることや通訳・介助の方法が個

人個人によって異なることなど、もっと知ってもらいたい。

#### ■意見および質疑応答

・盲ろう者に会ったことがない人が多いと思うので、盲ろう者のことを知らない人が多いと思う。盲ろう者への通訳は、相手の手の中で手話をする触手話なのだが、触手話をしながら歩いていると、周囲の人からイチャイチャしているとかベタベタしていると言われることがある。少し視力のある人に対しては、その人の視界に入るように目の前で大きく手話をしたり、少し聞こえる人で手話ができない人に対しては、耳元で声を発して通訳する。声を発して通訳すると、周りからうるさいと睨まれたりすることがあり、手を握るとか目の前に近づくという行為は、コロナ禍では理解してもらえない。障害のある人に対しては、このような支援が必要、ということをもっと知ってもらいたい。分かってもらいたい。

#### 事例3

対象者：聴覚障害者

内 容：総合病院受診(入院)時、病院のスタッフ(医師・看護師等)に筆談で理解できず、勝手に思われ、手話通訳を依頼しても対応してもらえないケースもあり、手話通訳者が通訳対応するまで、本人は病気になった原因や入院している理由などが全くわからない状態だった。

#### ■意見および質疑応答

・聴覚障害者は筆談でコミュニケーションがとれると思っている人が多いが、人によってコミュニケーション手段は違う。手話をコミュニケーション手段としている人は、筆談でなく、やはり手話が必要。病院で病気や薬の説明を筆談でされることがあるが、病気のことや薬のことなどの大事なことが伝わっていないこともある。手話を必要とされている人に対しての説明は、手話通訳を入れてほしい。手話通訳が必要なことさえ知らない病院もまだある。補聴器をつけている人も音が少し聞こえる程度の人も多くいるので、補聴器をつけていても手話通訳が必要な人もいる。

・障害のことを知るために、このような事例がまとまったものがあれば地域の学習会などで使うことができると思う。

→協議会で取り上げた事例をまとめた「障害者差別と配慮の事例集」を作成しているので、地域での普及啓発などで活用してほしい。まずは、知っていただくという目的で見ていただくことも事例集の大きな役目だと思っている。充実した事例集になるよう今後も努めたい。

・事例集が今は障害種別ごとになっているが、事業種別ごとに掲載してはどうか。今後、合理的配慮の提供が事業者も義務となることから、自分の業種はどうか、と興味をもって見てもらえるような掲載の仕方がよいと思う。

→自分に関心があることについては関心を持って見られると思うので、事業種別

ごとの掲載方法についても今後検討していく。

#### 事例4

対象者：聴覚障害者

内 容：車両運転中に警察官の停止を求める拡声器の声に気付かず、そのまま走行していたら、パトカーに追尾され停止させられた。聴覚障害者ということを説明すると、いきなり筆談をされ、内容が理解できず戸惑っていると、警察官は面倒そうな顔をして「もう行っていい」というような所作をされ、とても不愉快に感じた。

#### ■意見および質疑応答

・警察官は常に筆記用具を持っており、聴覚に障害があることがわかったので、筆談が頭にまず浮かんだのだと思う。障害のあるなしに関わらず職務質問をする時は、相手にご協力いただいている気持ちを忘れないことが大事だが、まずその気持ちが欠けていたのではないか、と感じる。今後とも教育は続けていきたい。

#### ◎協議会としての結論

関係団体等に協議会長名で、文書による申し入れを行う。

事例1・・・山口県宅建協会宇部支部あて

事例3・・・宇部市医師会・山口大学医学部附属病院あて

事例4・・・宇部警察署あて